

かすみがうら市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

1 計画の趣旨

かすみがうら市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき作成する『市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画』（法定計画）である。

今般、令和6年7月に改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」）及び令和7年3月に改定された「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」）に合わせ全面改定するものである。

市行動計画は、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」と及び「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」という2つの主たる目的を達成するための具体的な取組を定めている。

2 改定のポイント

1) 計画改定の基本的な考え方

- ・新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた改定。
- ・政府行動計画及び県行動計画との整合を図る。

2) 各論の構成変更と対策項目の拡充

- ・これまでの発生期ごとと項目別記載から、項目ごとと発生期別記載へ変更。
- ・対策項目を6項目から7項目に拡充。

改定前計画	改定後計画
①実施体制	①実施体制
②サーベイランス・情報収集	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
③情報提供・共有	③まん延防止
④予防・まん延防止	④ワクチン
⑤医療	⑤保健
⑥市民生活等の安定確保	⑥物資
	⑦市民生活及び経済の安定の確保

- ・発生期を6段階から3段階（準備期、初動期、対応期）に変更

改定前計画	改定後計画
①未発生期	①準備期
②海外発生期	②初動期
③国内・海外発生期	③対応期
④市内発生早期	
⑤市内感染期	
⑥小康期	

3) 平時の準備の充実

- ・感染症対策のための物資等の備蓄。
- ・実効性のある訓練の実施。
- ・人材育成を含めた体制整備。

4) 幅広い感染症に対応する対策の整理

- ・新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に対策を整理

3 各論7項目の概要

① 実施体制

- 【準備期】・実践的な訓練の実施及び必要な人員確保と人材育成を行う。
 - ・国、県等との情報共有及び連携体制を構築する。
- 【初動期】・市対策本部を設置し機動的かつ効果的な対策を実施するための全庁的な対応を進める。
- 【対応期】・実施体制を持続可能なものとし、状況に応じ柔軟かつ機動的に体制を整備する。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 【準備期】・市民が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行うとともに可能な限り双方のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションの体制を整備する。
 - ・市と県の間における情報提供・共有体制を確保する。
- 【初動期】・市民に対し必要な情報提供・共有を行うとともに市民からの相談に応じる。
- 【対応期】・市民に対する情報提供・共有の体制を強化する。

③ まん延防止

- 【準備期】・まん延防止に関する基本的な感染対策の普及及び理解促進を図る。
- 【初動期】・業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

④ ワクチン

- 【準備期】・ワクチンの接種に必要な資材確保の準備、接種体制の構築、予防接種業務に関するDX（デジタルトランスフォーメーション）化等を推進する。
- 【初動期】・ワクチン接種を行う医療従事者や必要な資材等を確保する。
- 【対応期】・ワクチンや必要な資材を供給する。
 - ・初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

⑤ 保健

- 【対応期】・県が実施する健康観察に協力する。
 - ・県の実施する当該患者や農耕接触者への必要なサービスの提供や物品の支給等に協力する。

⑥ 物資

- 【準備期】・感染症対策物資等を備蓄するとともに定期的に備蓄状況等を確認する。
 - ・国及び県からの要請を受けて救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

- 【準備期】・情報共有体制の整備や行政手続きのDX化を推進するとともに市民等に対し衛生用品や生活必需品等の備蓄を勧奨する。
 - ・高齢者、障害者等の要配慮者の把握及び要配慮者への生活支援の具体的手続きを準備する。
 - ・火葬の適切な実施に関し関係機関と調整する。
- 【初動期】・火葬能力の限界を越える事態に備え一時的な遺体安置施設などを準備する。
- 【対応期】・まん延防止措置により生じ得る心身への影響に関する施策を講ずる。
 - ・要配慮者等の生活支援を要する者への支援を行う。
 - ・教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。
 - ・必要に応じ生活関連物資等の需給や価格の安定等にかかる適切な措置を講ずる。
 - ・埋葬・火葬に係る必要な特例措置を講ずる。
 - ・事業者支援に必要な財政上の措置や、水の安定供給のために必要な措置を講ずる。